省　令

○財務省令第七十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十一条の二の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「イ」を「⑴」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に、「ニ」を「⑷」に改める。

第四十条の四第二項第一号中「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同条第三項第一号中「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に、「イ」を「⑴」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に、「ニ」を「⑷」に改める。

第四十条の四第二項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「イ」を「⑴」に改め、同条第七項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第九項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に、「ニ」を「⑷」に改め、同条第十項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第十一項中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に改め、同条第十二項第一号中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第十七項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「イ」を「⑴」に改め、同条第十八項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第十九項第一号及び第二十項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第二十一項第一号中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第二十六項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「イ」を「⑴」に改め、同条第二十七項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に、「ニ」を「⑷」に改め、同条第二十八項第一号及び第二十九項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第三十項第一号中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に改め、同条第三十五項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「イ」を「⑴」に、「ロ」を「⑵」に、「ハ」を「⑶」に、「ニ」を「⑷」に改め、同条第三十六項第一号及び第三十七項第一号中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に、「ハ」を「⑶」に改め、同条第三十八項第一号中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ」に、「ハ」を「⑶」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第三百十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十一回	三億七千七百四十二万円	三億七千七百十一万九千二百九十四円
〃	第四十二回	一億四百九十四万円	一億四百八十五万六千三百九十六円
〃	第四十三回	一億四千六百六十七万円	一億四千六百五十七万六千五百四十四円
〃	第四十四回	一億九百四十万円	一億九百三十二万千五百七十円
〃	第四十五回	一億四千二百八十万円	一億四千二百七十万八千九百九十六円
〃	第四十六回	一億六千万円	一億五千九百九十一万七百九十四円
〃	第四十七回	一億千九百九十七万円	一億千九百八十九万三千五百四十六円
〃	第四十八回	六千五百八十六万円	六千五百八十一万八千三十四円
〃	第四十九回	二億千七百七十二万円	二億千七百五十九万八千六百円
〃	第五十回	六千九百五十万円	六千九百四十六万六千七百八十二円
〃	第五十一回	一億八千九百九十六万円	一億八千九百八十六万九千百九十六円
〃	第五十二回	一億六千七百十二万円	一億六千七百四万百十二円
〃	第五十三回	一億三千七百八十五万円	一億三千七百七十九万五千八十四円
〃	第五十四回	八千三百八十五万円	八千三百八十一万六千六百四円
〃	第五十五回	二億二千五百万円	二億二千四百九十一万三百七十八円
〃	第五十六回	二億八百一万円	二億七百九十二万七千百五十円
〃	第五十七回	二億八百五十二万円	二億八百四十三万六千九百六十六円
〃	第五十八回	三億四百万円	三億三百八十七万八千八百九十六円
〃	第五十九回	一億六千五百九十八万円	一億六千五百九十一万三千八百九十円